

令和3年1月25日

各市町観光協会 御中

京都府商工労働観光部
公益社団法人京都府観光連盟

京都府緊急事態措置協力金 支給要件の一部変更について（周知依頼）

この間の新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年1月13日に発令された緊急事態宣言に伴う営業時間短縮の要請につきましては、既に多くの事業者の皆様にご協力いただいているところですが、時短協力施設の更なる拡大により、感染拡大防止を図るため「京都府緊急事態措置協力金」の支給要件を下記のとおり一部変更することとしましたのでお知らせします。

貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、以下について周知いただきますようお願いいたします。

なお、支給要項及び申請書等については、現在、冊子を作成中です。各市町村観光協会等宛て2月5日（金）到着で準備しておりますので、冊子の配架及び周知につきましても御協力をお願いします。

○支給要件

【変更前】

時短要請した期間（令和3年1月14日（木）午前0時から令和3年2月7日（日）午後12時まで）、定休日等の店休日を除く、全ての営業日において、連続して時短要請に応じた者であること。（注）

（注）準備の都合等、特別な事情があり1月14日（木）から時短要請に応じることが困難な場合であっても、遅くとも令和3年1月18日（月）午前0時から2月7日（日）午後12時まで時短要請に応じていただくことが必要です。



【変更後】

（注）準備の都合等、特別な事情があり1月14日（木）から時短要請に応じることが困難な場合であっても、時短協力開始日から2月7日（日）午後12時までの全ての営業日において協力いただければ、日割りで支給します。

<参考：京都府緊急事態措置協力金 概要>

対象施設	【飲食店】飲食店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。） 【遊興施設等】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	午前5時～午後8時の間の営業を要請（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
要請期間	令和3年1月14日（木）から2月7日（日）
支給要件	次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります） ①京都府内に対象施設（店舗）を有すること ②府の要請期間中、定休日等の店休日を除く全ての営業日において、連続して時短要請に応じていること ③緊急時短宣言発令日（1/13）以前から営業していること（営業時間が午後8時までの店舗は除く） ④ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること <u>※時短協力開始日から2月7日（日）までの全ての営業日において協力いただければ、日割りで支給します。</u>
支給額	1施設（店舗）1日あたり6万円 ※定休日等の店休日を除き時短要請に対応した日数に応じて支給
申請方法	要請期間が終了した2月8日（月）以降、受付開始予定
問合せ先	協力金コールセンター TEL：075-365-7780（月～土 9:30～17:30）
京都府HP	http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin3.html